

主任技術者の専任要件の緩和措置について

平成24年6月20日

平成30年4月13日一部改正

多賀城市上水道部管理課

本市水道事業の入札・契約制度については、総務部管財課と同様に取り扱ってきたところです。建設工事の技術者の専任等に係る取扱いとして、地域間の異なる工事間での主任技術者の兼務を認める取扱いを行っておりますが、管財課の取扱いの変更に伴い、対象となる工事の条件について下記のとおり一部取扱いを変更しますので、ご確認ください。

記

1 対象工事等

以下の全ての条件を満たす2件の工事間で、主任技術者の兼務を認めることとします。

(1) 兼務対象とする工事

多賀城市上水道部が発注する工事であって、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事について、入札時等の仕様書に「当該措置の該当工事であり、主任技術者の兼務を認める」との記載があること（発注者が単独の主任技術者が必要と判断する場合は、入札時等の仕様書に「主任技術者の兼務を認める」記載をしない。）。

(2) 対象請負代金額

3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上

2 主任技術者の兼務承認等

発注者は、主任技術者を兼務させる場合、主任技術者の兼務承認願（別記様式）を各々の工事監督員に提出し、発注者の承認を得るものとします。

3 主任技術者兼務の不承認等

発注者は、主任技術者の兼務承認願について、発注者が工事の適正な施工等に支障があると判断した場合は、不承認とすることができるものとします。また、承認後であっても、工事の適正な施工等に支障があると判断した場合には、解除等を求めることができるものとします。

4 その他

(1) 下請負人の取扱い

当該措置は、直接元請人に限らず下請負人にも適用します。

(2) 監理技術者等との関係

当該措置は、建設業法に規定している専任の主任技術者に対する取扱いであり、発注者が主任技術者の専任を求める場合や監理技術者が必要な工事は対象外とします。

(3) 営業所における専任の技術者との関係

当該措置は、工事間の専任の主任技術者に対する取扱いであり、営業所における専任の技術者については従前のとおりとします。

5 適用年月日

平成30年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用します。

(様式)

主任技術者の兼務承認願

平成 年 月 日

多賀城市水道事業管理者 佐藤敏夫 殿

(受注者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記工事について、主任技術者を兼務させたいので、承認願います。

記

1 兼務を希望する工事

(1) 工 事 名 _____
工 事 場 所 _____
請 負 代 金 額 _____
工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
担当課及び監督員氏名 課等名 _____ 監督員氏名 _____
兼 務 承 認 年 月 日 平成 年 月 日 ※承認済みの工事が無い場合は空欄
当該工事の現場代理人 兼務する ・ 兼務しない

(2) 工 事 名 _____
工 事 場 所 _____
請 負 代 金 額 _____
工 期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
担当課及び監督員氏名 課等名 _____ 監督員氏名 _____
兼 務 承 認 年 月 日 平成 年 月 日 ※承認済みの工事が無い場合は空欄
当該工事の現場代理人 兼務する ・ 兼務しない

2 兼務を希望する主任技術者

会 社 名	※直接元請人の場合は空欄		
氏 名	生 年 月 日	年	月 日
住 所			
緊急時連絡先			

主任技術者兼務承認・不承認書

平成 年 月 日

(受注者) 殿

多賀城市水道事業管理者 佐藤敏夫

上記の主任技術者兼務については、承認 ・ 不承認 とします。

※なお、不承認とした理由については、別添のとおりです。

受注者は、主任技術者を兼務したい工事の各監督員に提出すること。

現場代理人も兼務させる場合は、別途「現場代理人の常駐義務の緩和措置」に基づく承認を受けること。